



各 位

平成 24 年2月 24 日

東京都品川区西五反田五丁目2番4号  
株 式 会 社 メ ン バ ー ズ  
代 表 取 締 役 社 長 剣 持 忠  
(コード番号 : 2130)  
問い合わせ先:経営企画室 高野 明彦  
TEL 03-5843-5333

## (訂正)「株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」の 一部訂正について

平成 24 年2月 24 日に開示いたしました「株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」について、内容の一部訂正を要する箇所がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 【開示事項の訂正箇所】

定款の一部変更の追加及び訂正箇所(網掛けは、追加及び訂正箇所であります。下線\_\_は定款の変更箇所であります。)

(訂正前)

#### 4. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

上記株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成24年4月1日付をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式数を増加させるため、現行定款第5条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第6条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更後
<b>【発行可能株式数】</b> 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000株</u> とする。	<b>【発行可能株式数】</b> 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10,000,000株</u> とする。
(新設)	<b>【単元株式数】</b> 第6条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第7条～第46条 (条文省略)	第8条～第47条 (現行どおり)
-----------------	------------------

(訂正後)

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成24年4月1日付をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式数を増加させるため、現行定款第5条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第6条を新設いたします。
- ③ 現行定款第6条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更後
<p><b>【発行可能株式総数】</b>            第5条 当社の発行可能株式総数は、  <u>100,000株</u>とする。</p>	<p><b>【発行可能株式総数】</b>            第5条 当社の発行可能株式総数は、  <u>10,000,000株</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>【単元株式数】</b>            第6条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>
<p>第6条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第47条 (現行どおり)</p>

以上